

詳細条件審査型一般競争入札の実施に係る掲示文兼入札説明書【電子入札対象案件】

(総合評価方式・施工体制確認型による契約方式)

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部の「豊四季台団地（建替）第V－A期造園その他工事」（以下「本工事」という。）に係る入札等については、この掲示文兼入札説明書によるものとする。

1 掲示日 令和7年6月30日(月)

2 発注者・掲示責任者

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 本部長 井添 清治
東京都新宿区西新宿6-5-1

3 工事概要

(1) 工事名 豊四季台団地（建替）第V－A期造園その他工事

(2) 工事場所 千葉県柏市豊四季台二丁目1

(3) 工事内容

主な工事内容は以下のとおり。

・造園工事

施設撤去工 一式、敷地造成工 一式、植栽基盤工 一式、擁壁工 一式、植栽工 一式、雨水排水設備工 一式、園路広場整備工 一式、修景施設整備工 一式、遊戯施設整備工 一式、サービス施設整備工 一式、管理施設整備工 一式、仮設工 一式

・土木工事

排水工 一式、道路工 一式、舗装工 一式、仮設工 一式

・電気工事

屋外電気工事 一式

その他、別冊図面及び別冊仕様書のとおり（交付方法については、下記（6）を参照）

(4) 工期

契約締結日の翌日から令和9年4月30日（金）

（1次指定工期）～令和9年2月26日（金）

(5) 工事の実施形態

- ① 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の受付の際に、「企業の施工実績」、「予定配置技術者の実績」、「施工計画」等に関する資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する、総合評価方式（加算方式、タイプB）の工事（電子入札対象案件）である。
- ② 本工事は、品質確保等の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
- ③ 本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
- ④ 本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準（下記4(12)②は求めない）を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

- ⑤本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の資格を有する者、又は一般競争参加資格を有する者（以下「単体企業」という。）を契約の相手とする工事である。
- ⑥ 本工事においては、申請書の提出（ただし、資料は持参又は郵送するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、東日本賃貸住宅本部長（以下「本部長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。（様式は、「機構HP」→「入札・契約情報」→「電子入札」→「電子入札運用基準」からダウンロードし、申請書提出までに下記7（1）②の調達管理課へ「紙入札方式参加承諾願」を2部提出すること。）
- ⑦ 本工事は建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事である。
- (6) 設計図面及び現場説明書等の交付期間、場所及び方法
- ① 設計図面及び現場説明書等の交付を希望する場合は、まず、別添のFAX専用の交付申込書を以下の期間に送信し申し込むこと。
- ※ 設計図面等の交付方法を、下記1)、2)から選択し、交付申込書の□を塗りつぶすこと。
- 1) 設計図面・現場説明書のPDFデータをCDに収録し無償交付
- 2) 設計図面を機構内コピーセンターで有償印刷、現場説明書はPDFデータをCDに収録し無償交付
- ※ ただし、どちらの場合も送料（宅配便による着払い）は、交付申込者の負担とする。
- ② 総務部調達管理課にてFAX受領後、購入申込書を当機構東日本賃貸住宅本部コピーセンター受託業者「株式会社ブルーホップ」（以下「コピーセンター」という。）に回付した時点で、申込者とコピーセンターとの間で設計図書及び現場説明書等販売契約が成立するものとする。
- ③ コピーセンターは、FAX受領後（FAX受領が午後以降の場合は、翌営業日扱い）、3営業日後（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）までに、設計図面及び現場説明書等が申込者に到着するように発送する。3営業日を過ぎても設計図面及び現場説明書等が到着しない場合は、総務部調達管理課に電話にて確認すること。
- なお、設計図面及び現場説明書等の交付に当たって、上記①2)の有償印刷を希望した場合には、代金については、設計図面及び現場説明書等に同封するコピーセンター発行の請求書により、銀行振込等にてコピーセンターに支払うものとする。

【受付期間・申込み先・問合せ先】

受付期間：令和7年6月30日(月)から令和7年7月23日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時（ただし、正午から午後1時の間は除く。）まで。

申込み先：独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
コピーセンター受託業者株式会社ブルーホップ
FAX：03 - 5323 - 4785

（この番号は、総務部調達管理課のFAX番号）

問合せ先：独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部首調達管理課 電話：03 - 5323 - 2574

4 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条

及び第332条の規定に該当する者でないこと。

- (2) 当機構東日本地区における令和7・8年度の一般競争参加資格について、「造園工事A等級」の認定を受けていること。共同企業体の構成員については、2者以内とし、「造園工事A等級」の認定を受けている者の組合せとする。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、本部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により「造園工事A等級」の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (5) 工事請負契約の締結又は履行に当たって不誠実な行為があり、工事受注者として不適当であると認められる者でないこと。

なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合が認められるにもかかわらず、契約不適合の存在自体を否定する等の行為をいう。

- (6) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
（詳細は、機構HP→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）
- (8) 当機構東日本賃貸住宅本部（住宅管理センターを含む。以下「当本部」という。）及び株式会社URコミュニティ（住まいセンターを含む。以下「(株)URコミュニティ」という。）発注の工事成績について、申請資料の提出期限日前1年以内の期間に60点未満のものがないこと（通知されていないものを除く。）。
- (9) 総合評価に係る「施工計画」が安全性、確実性、経済性等の観点から適切であり、不備なく記載されていること。
- (10) 東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県内のいずれかに、「造園工事A等級」に対応する工事種別(造園工事)についての建設業許可を受けた本店、支店若しくは営業所があること、又は東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県及び茨城県内のいずれかにおいて平成22年度以降に当本部又は(株)URコミュニティの造園工事の元請けの施工実績を有する者であること。
- (11) 平成22年4月1日から資料の提出期限の日までに完成した「同種工事」の元請けとしての施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、「同種工事」とは、次のことを満たす工事とする。

・基盤整備、植栽、施設整備(工事工種体系ツリーのレベル1)の3工事区分を総合的に施工した造園工事であること。

・その工事のうち1件の請負金額が1億円以上(変更を含む)の工事であること。

※同一施工場所での追加工事とあわせて総合的な工事となる場合は、1件の工事として認めるが、それ以外の場合は認めない。

※施工実績として認定する発注機関については、公共機関（当機構、公団、国、地方公共団体、

公社等)及び民間のいずれも可とし、公共機関等の工事の場合は、契約書及びコリンズ登録の写しを添付すること。民間工事の場合は、契約書及び確実に完成した工事であることを証明できるもの(引渡書、工事完了引渡証明書等)を添付すること。

※共同企業体の場合、すべての構成員が上記の実績を満たすこと。

参考：工事工種体系ツリー（下記当機構HP）

https://www.ur-net.go.jp/rd_portal/information/tree.html

- (12) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。なお、配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。その場合は、3名を限度とする(共同企業体の場合はそれぞれ3名を限度とする。)。複数候補者がいる場合の配置予定技術者の評価は、最も低い技術者の評価点の合計をもって評価する。

実際の施工にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。

- ① 1級造園施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

技術士(建設部門、森林部門(選択科目を「森林土木」又は「林業」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門、森林部門(選択科目を「森林土木」又は「林業」とするものに限る。))の資格を有する者。これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。

- ② 平成22年4月1日から本工事技術資料提出期限日の前日までに完成した「同種工事」の担当技術者としての工事の経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

なお、「同種工事」とは、次のことを満たす工事とする。

- ・基盤整備、植栽、施設整備(工事工種体系ツリーのレベル1)の3工事区分を総合的に施工した造園工事であること。
- ・その工事のうち1件の請負金額が50百万円以上(変更を含む)の工事であること。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- ④ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。なお、被保険者証の写しを提出する場合、あらかじめ記号・番号等を油性マーカー等で塗りつぶすこと。

- (13) 令和5年4月1日から資料の提出期限の日までの間に、当本部及び(株)URコミュニティが東日本地区で発注した工事種別「造園」(同期間内に協定方式による工事が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「造園」を対象とする。以下本項において同じ。)において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定に68点未満(工期末が令和6年10月1日以降の工事については、70点未満)(共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む)がある者は、次の条件を満足していること。

- ① 当機構が発注した工事種別「造園」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。
- ② 当機構が発注した工事種別「造園」で調査基準価格を下回った価格で契約し、施工中の者は、

資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

- (14) 低入札価格調査対象となった場合には、施工体制及び品質の確保を求める必要があることから専任の監理技術者に加えて、上記(12)の主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件（(12)②は求めない）を有し、安全、品質管理を専任する技術者を1名以上追加配置できること。また、共同企業体の場合は、共同企業体のそれぞれの構成員から、上記(12)の主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を有し、安全、品質管理を専任する技術者を1名以上追加配置できること。低入札で落札された工事において追加配置された技術者は、監理技術者及び主任技術者の取扱としないこと。追加配置された技術者を工事实績データに登録する場合は、担当技術者とする。

なお、追加配置する専任の技術者については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

- (15) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

- (16) 共同企業体の認定申請等

① 認定申請

本工事の競争入札に参加を希望し、8(1)の申請書及び資料を提出しようとする共同企業体は、事前に当機構の所定様式「別紙6」による「共同請負入札参加登録資格申請書」、「特定建設工事共同企業体協定書」、「委任状」及び「構成員の施工実績」（以下「特定JV登録書等」という。）を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有するものとして認定を受けなければならない。

② 「特定JV登録申請書等」の提出期間、場所及び方法

提出期間：令和7年6月30日（月）から令和7年7月16日（水）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前10時から午後4時（ただし、正午から午後1時の間は除く。）まで（提出日時は、事前に予約すること）

提出場所：7(2)に同じ

提出方法：持参するものとし、郵送その他によるものは受け付けない。

申請書及び資料は、特定JVデータの登録後、電子入札システムにより提出することができる。

（使用するICカードについては、電子入札運用基準8-4を参照）

なお、上記期間内に「特定JV登録申請書等」を提出しない場合又は競争参加資格がないと認められた場合は、本工事の競争入札に参加することはできない。

③ 構成員の数及び組合せ

当機構東日本地区における令和7・8年度の一般競争参加資格「造園工事A等級」の認定を受けている者どうし2者の組合せとする。

④ 構成員の技術的要件

共同企業体の構成は、上記4(1)から(15)に掲げる条件をすべて満たす者で構成され、かつ、次により構成しなければならない。

発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保

に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱う場合がある。

(ア) 出資比率

各構成員とも30%以上の出資比率であること。

(イ) 代表者要件

代表者は、構成員のうち、より大きな施工能力を有するものであって、かつ、出資比率が最大であること。

(ウ) 認定資格の有効期限

認定の日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外のものにあつては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

(エ) その他

イ 共同企業体の名称は、「〇〇・〇〇建設工事共同企業体」とする。

ロ 経常建設工事共同企業体は、特定建設工事共同企業体の構成員として申請することはできない。

5 設計業務等の受注者等

(1) 上記4(6)の「本工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

- ・株式会社中央造園設計事務所
- ・エイコウコンサルタンツ株式会社
- ・株式会社サン設計事務所
- ・株式会社サルバス・ケイエヌ設計

(2) 上記4(6)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当するものである。

- ① 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価のうち、「技術評価点」に関する「企業の技術力」、「配置予定技術者の実績」、「施工計画」の評価項目、評価基準及び得点配分は、**別紙4**「評価項目、評価基準及び得点配点等について」のとおりとする。

(2) 総合評価の方法

上記(1)の「入札の評価に関する基準」に示す評価項目に係る提案について点数化し、「技術評価点」として最大40点を与える。なお、設計図書（設計図、現場説明書、基盤整備工事共通仕様書等）に規定されている取組や一般的な取組、及び具体的・効果的な内容ではない取組には加算点は付与しないほか、発注時の実施設計に変更を加える提案は行つてはならず、これらについては評価対象としない。

(3) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は「入札価格」と「企業の施工実績」、「配置予定技術者の施工実績」、「施工計画」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、「価格評価点」、「技術評価点」、「施工体制評価点」により算定する以下の数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

・評価値 = 価格評価点 + 技術評価点 + 施工体制評価点

価格評価点：100×（1 - 入札価格／予定価格）

技術評価点：上記6（2）による得点の合計（最大40点）

施工体制評価点：下記6（4）による得点の合計（最大30点）

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、当機構の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。なお、評価値の最も高い者が2者以上ある時は、電子くじ引きにより落札者となる者を決定する。

- ② ①のただし書きに該当し、入札（見積）心得書第9条第2項に定める低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を別記様式5「確認書」として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

(4) 施工体制評価について

- ① 施工体制評価点の配点基準

施工体制評価点は、「品質確保の実効性」と「施工体制確保の確実性」を評価するものとし、配点基準は下表による。

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、揭示文兼入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0	/15.0
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、揭示文兼入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0	
	その他	0.0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、揭示文兼入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15.0	/15.0

	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、揭示文兼入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5.0	
	その他	0.0	
	評価点小計（上記得点の計）	/30.0	
	加算点③（評価点小計×30/30）	/30.0	

なお、入札価格が調査基準価格未満（※1）の場合は、品質確保の確実性及び施工体制確保の確実性を確認するため、追加で揭示文兼入札説明書に記載の調査資料の提出を求め、ヒアリング等による審査を行い施工体制評価点を決定する。詳細は対象者に別途連絡する。（別紙1及び別紙2参照）

i 入札価格が調査基準価格未満（※1）～特別重点調査基準価格（※2）以上の場合は、別紙3に掲げる様式による資料を提出すること。

- ・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（様式2-1）
- ・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（様式2-2）
- ・VE提案等によるコスト縮減額調書（様式3）
- ・資材購入予定先一覧（様式8-2）
- ・機械リース元一覧（様式9-2）
- ・労務者の確保計画（様式10-1）
- ・施工体制台帳（様式15）

ii 特別重点調査基準価格（※2）未満の場合は、別紙3に掲げる様式による資料及びその添付書類を提出すること。

- ・上記iの資料
- ・下請予定業者等一覧表（様式4）
- ・配置予定技術者名簿（様式5）
- ・工種別労務者配置計画（様式10-2）
- ・建設副産物の搬出地（様式11）
- ・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）
- ・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13-1）
- ・品質確保体制（品質管理計画書）（様式13-2）
- ・品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13-3）
- ・安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14-1）
- ・安全衛生管理体制（点検計画）（様式14-2）

※1 調査基準価格

入札比較価格（予定価格に100/110を乗じて得た額）の7.5/10から9.2/10の範囲内で、予定価格の算定金額における直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費の68%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したものをいう。

※2 特別重点調査基準価格

予定価格の算定金額における直接工事費の90%、共通仮設費の80%、現場管理費の80%、一般管理費の

30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したものをいう。

② 施工体制に関する審査

施工体制の審査は施工体制等の確認ヒアリング調書の他、入札価格により上記6（4）① i 又は ii により審査を行う。提出様式は入札時に交付するものとし、資料を含めた提出期限は特別な事情がない限り開札結果通知後5営業日以内とする。施工体制の調査資料未提出の場合には、施工体制評価点を0点かつ技術評価点を10点減点（ただし、技術評価点が10点未満の場合は、技術評価点を0点）とする。

③ 施工体制確認のヒアリング

i 調査基準価格以上の場合

施工体制等の確認ヒアリング調書の提出により確認するものとする。ただし、入札参加者全てが調査基準価格以上で、且つ、品質確保・施工体制確保が必ずしも十分に構築されないと認める事情がない場合には、ヒアリングを省略し、即時に落札者を決定することがある。

ii 調査基準価格未満の場合

確認ヒアリング調書及び上記6（4）① i 又は ii の資料提出の他、ヒアリング及び審査を実施する。

(5) 本工事の総合評価においては、以下の条件を満たすこと。

① 4（4）及び（5）における要件を満たすこと。

② 施工計画及び、品質管理の内容が当機構の基準を満たしていること。

(6) 失格の要件

「施工計画」が未提出、白紙提出の場合は提出資料不備による失格とする。また、「施工計画」の内容に著しい不備があり、安全面・品質面等で適切でないことが明らかである場合又は申請書提出時に行う施工計画に関する技術ヒアリングにおいて配置予定技術者が出席できない場合は、失格とすることがある。

(7) 評価内容の担保

① 落札者の提示した施工計画、施工体制等については、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに総合評価計画書を提出し、受注者、工事監督部署、発注部署の三者により、計画書の内容を確認するものとする。

② 施工計画、施工体制等の不履行が工事目的物の契約不適合に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、契約不適合の補修を請求し、又は補修に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。

③ 受注者の責により入札時の施工計画、施工体制等の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして工事成績評定点を最大15点減ずることとし、未実施項目毎に点数を減ずるものとする。

7 担当本部等

(1) 令和7・8年度の一般競争参加資格の申請等について

① 申請方法について

当機構HPを参照「<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>」

② 問合せ先

〒163-1382 東京都新宿区西新宿6 - 5 - 1 新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部調達管理課 電話：03-5323-2208

- (2) 申請書及び資料に関する事項について
〒163-1382 東京都新宿区西新宿6 - 5 - 1 新宿アイランドタワー17階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
技術監理部企画第4課 電話03-5323-2441
- (3) その他入札手続きについて
上記(1)②に同じ。

8 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、本部長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- 上記4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(15)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。
- この場合、競争に参加するためには、以下に従い、事前に一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

【一般競争参加資格の申請について】

提出期間：令和7年7月1日(火)から令和7年7月16日(水)までの土曜日、日曜日、休日を除く毎日、午前10時から午後4時まで。(ただし、正午から午後1時の間は除く。)

問合せ先：上記7(1)②に同じ

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- (2) 申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

① 申請書の提出方法、期間及び場所

提出方法：申請書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、本部長の承諾を得て紙入札による場合は、内容を説明できる者が持参又は郵送するものとし、電送によるものは受け付けない。郵送の場合は封筒表に「豊四季台団地(建替)第V-A期造園その他工事に係る申請書在中」と記載し、提出期間内必着とした書留郵便等の配達記録が残るものにより郵送とすること。なお、提出期間を超えた資料は受付ないものとする。

提出期間：令和7年7月1日(火)から令和7年7月23日(水)(競争参加資格の確認の基準日という。)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時(ただし、正午から午後1時の間は除く。)まで

提出場所：電子入札システムによる場合は、上記7(1)②に同じ。

紙入札による場合は、原本を上記7(2)に提出する。

② 資料(別記様式1~4、6~7)及び関連資料)の提出方法、期間及び場所

提出方法：電子入札システムにおいて申請書を提出後、内容を説明できる者が持参又は郵送するものとし、電送によるものは受け付けない。なお、提出予定日の2営業日前までに、提出場所にその日時について連絡するものとする。(電子入札システムによる場合も

持参するものとする)。郵送の場合は、封筒表に「豊四季台団地(建替)第V-A期造園その他工事に係る申請書在中」と記載し、提出期間内必着とした書留郵便等の配達記録が残るものにより郵送とすること。なお、提出期間を超えた資料は受付ないものとする。

提出期間：上記(2)①に同じ。

提出場所：上記7(2)に同じ。

(3) 申請書は、**別記様式1**により作成すること。

(4) 資料は、**別紙6**「詳細条件審査型一般競争入札参加資格申請書類作成の手引き」を参考に、次に従い作成すること。なお、下記①の「同種工事」の施工実績及び下記②の配置予定技術者の「同種工事」の施工実績については、平成22年4月1日以降に工事が完成し、申請日の前日までに引渡し済んでいるものだけに限り記載すること。

① 施工実績

上記4(8)及び(13)に該当しないこと及び上記4(11)に掲げる資格があることを判断できる施工実績等を**別記様式2**に記載すること。記載する「同種工事」の施工実績の件数は最大5件とする。

② 配置予定技術者実績

上記4(12)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び工事の実績を**別記様式3**に記載すること。記載する「同種工事」の件数は最大3件とする。

なお、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格及び「同種工事」の経験を記載することもできる。ただしその場合3名を限度とする。配置予定の技術者を複数記載する場合、6(1)における評価については、最も評価値の合計値が低くなる配置予定の技術者の実績を評価する。

入札書投函後開札までの期間及び落札保留がなされている期間において、他の工事を落札したことにより、予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出を行うこと。(様式任意)なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合及び上記4(14)に記載する低入札価格調査対象となった場合に上記4(12)①③④の基準を満たす主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を有し、安全、品質管理を専任する技術者を1名以上追加配置することができない場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、配置予定技術者については資格が証明できる資料等の写しを提出すること。

③ 企業の施工実績

別紙4に掲げる「企業の施工実績」を**別記様式2**及び**別記様式4-1**(Microsoft Excel 又はMicrosoft Word 作成)により提出すること。(申請書及び資料を提出する際に、別途CD-R 又はDVD-Rにて提出。)

また、「企業の施工実績」について、工事成績評定点及び表彰実績等が証明できる資料の写しを提出すること。加えて、ISO9001 及びISO14001 認証取得状況について記載し、登録証の写しを添付すること。また、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標に係る適合状況を**別記様式7**記載の上、認定を受けている場合には、ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する認定書の写しを添付すること。

④ 配置予定技術者の施工実績

別紙4に掲げる「配置予定技術者の施工実績」を別記様式3及び別記様式4-2（Microsoft Excel又はMicrosoft Wordで参照・編集可能な形式とする。）により提出すること（申請書及び資料を提出する際に、別途CD-R又はDVD-Rに保存して提出すること。）。また、「配置予定技術者の施工実績」の実績について、工事成績評定点及び表彰実績等が証明できる資料の写しを提出すること。配置予定技術者ごとに別記様式3及び別記様式4-2を作成すること。

施工実績、工事成績評定、優良表彰工事における従事した実績は、以下の従事期間とし、実施工程表等の確認できる資料を添付すること。

- 1) 同種工事として設定した工種の実施期間が1年未満の場合は、施工期間の半分以上
- 2) 同種工事として設定した工種の実施期間が1年以上の場合は、6か月以上加えて、継続教育については、令和6年度の学習履歴を証明する資料を添付すること。

⑤ 施工計画

別紙4に掲げる項目を判断できる技術的事項に対する所見について別記様式4-3（Microsoft Excel又はMicrosoft Wordで参照・編集可能な形式とする。）に記載すること（申請書及び資料を提出する際に、別途CD-R又はDVD-Rに保存して提出すること。）。

記載にあたっては、現場条件を把握した上で施工地区及びその周辺の状況をよく調査の上検討を行い、目的、対象、頻度、取組み内容等を具体的に（例：〇〇について、〇回、〇〇をする。）200文字以内で記入し、実施方法、実施期間、提案事項の期待される効果までを具体的に記載すること。200文字（句読点、記号その他の文字すべてを含む）を超過した取組みは無効とする。具体性が読み取れないものは評価しない。

施工計画の取り扱いは下記による。

(1) 不適切と判断する施工計画書

「施工計画書」は必須の評価項目であるため、未提出、白紙提出の際は提出書類不備による失格とする。また、「施工計画」の内容に著しい不備などがあり、安全面、品質面等で適切でないことが明らかである場合は、失格とすることがある。

(2) 評価しない提案

仕様書と同程度の提案及び一般的な提案は評価の対象としない。

以下に示す様な提案項目は、実施効果が小さいことや契約後の協議等による確認を要することから評価の対象としない。

ただし、履行の要否は、契約後に3者（請負者、工事監督部署、発注部署）により詳細な内容を確認し、その取扱いを協議する。

- 1) 現場条件に適合しない提案、明らかに実施効果が小さいと思われるような提案。
- 2) 不確定要素を前提とした実現性の低い提案。
- 3) 設計図書の変更が伴うもの。ただし、変更内容が軽微であり、かつ効果が期待され、「設計図書で示す協議事項でないもの」、「工事目的物の変更が伴わないもの」の条件を満足するものは除く。
- 4) 「施工（実施）方法」、「確認方法」について具体的内容が確認できないもの。
- 5) その他、契約後に協議等により確認を必要とするもの。

(3) 評価できる提案

上記(1)、(2)に該当しない提案は評価の対象とし、履行義務を負うものとする。なお、過

度なコスト負担を要する提案は、優れた提案であっても過度なコストを要しない提案より優位な評価としないが、履行義務は負うものとする。

⑥ 契約書等の写し

上記①の「同種工事」の施工実績として記載した工事が元請の実績である証明ができる書類（工事請負契約書の表紙、特定元方 事業者の事業 開始報告書等）の写しを提出すること。同種工事の施工実績、配置予定の技術者の資格・工事経験等が確認できる書類として、契約書の一部及び免許に係る免許証、資格者証、従事役職（技術者の工事経験）を証明すべき届出書類を提出すること（いずれも写し）。また、併せて施工実績に記載した工事概要が確認できる図面等の写しを提出すること。図面は、当該工事に係る数量表及び施工範囲、施工面積がわかるものとする。

ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されており、上記内容が確認できるもの（工事カルテ等）の写しを提出することをもって代えることができる。

共同企業体構成員としての施工実績のときは、共同企業体協定書の写しも添付すること。

民間工事については、請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく「特定元方事業者の事業開始報告」の写しを提出すること。なお、国・地方公共団体・公団・機構等公共機関以外から受注した工事については、契約書及び確実に完成した工事であることを証明できるもの（引渡書、工事完了引渡証明書等）を添付すること。※民間工事に関するすべての書類及び「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されていない工事については、原本を持参し、確認を受けるとともに契約相手方へ問い合わせを行うことがある。

⑦ 令和7・8年度の「有資格者名簿」の該当部分の写し

機構HP（「入札・契約情報」>「入札等に参加される皆さまへ」）の有資格者名簿より「造園工事A等級」の認定を受けていることがわかる該当部分の写しを提出すること。

<https://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>

⑧ 建設業許可申請書の写し

⑨ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し等

上記4（15）に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを資料に併せて提出すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が適用除外となっている場合には別記様式6元請適用除外誓約書を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、以下に示すいずれかの書面とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）の写し

※ あらかじめ記号・番号等を油性マーカー等で塗りつぶし、判読が不可能な程度にマスキングを施された写しを提出するものとする。

- (5) 機構が配置予定技術者の専任制を確認し、問題がある事実が確認された場合、競争参加資格を認めない。
- (6) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年8月25日(月)までに、電子入札システムにて通知する。(紙により申請した場合は、紙にて郵送(発送)する。)
- (7) その他
- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 本部長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先
令和7・8年度の一般競争参加資格に関して上記7(1)②に同じ。
(1)及び(6)に関して 上記7(1)②に同じ。
(2)、(3)、(4)及び(5)に関して上記7(2)に同じ。
 - ⑥ 電子入札システムで提出する場合の注意事項
電子入札システムにより申請書を提出する場合は、ファイル形式はMicrosoft Word2019又はMicrosoft Excel2019以下で参照可能な形式、PDF形式若しくは画像ファイル(JPEG形式又はGIF形式)で作成すること。
ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。
ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。
電子入札システムにより入札を行う場合であっても、資料の提出は内容を説明できる者が持参又は郵送するものとする。

9 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本部長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：令和7年9月1日(月)午後4時
 - ② 提出場所：上記7(1)②に同じ。
 - ③ 提出方法：電子入札システムにより提出するものとする。
ただし、本部長の承諾を得た場合は、紙を提出場所に持参するものとする(郵送または電送によるものは受け付けない。)
- (2) 本部長は、説明を求められたときは、令和7年9月8日(月)までに説明を求めた者に対し電子入札システム(紙による説明要求の場合は紙)により回答する。
ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。
- (3) 本部長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- (4) 本部長は上記(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した内容及び回答を行った内容を電子入札システムにより遅滞なく公表する。(紙による説明要求の場合は、苦

情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧により遅滞なく公表する。)

10 再苦情申立て

- (1) 上記9(2)の説明に不服がある者は、電子入札システムにより説明に係る回答を受け取った日(紙による場合は、説明に係る書面を受け取った日)から7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、次に従い、書面により、本部長に対して再苦情の申立てを行うことができる。
なお、再苦情の申し立てについては、入札監視委員会に審議を依頼する者とする。
 - ① 受付場所：〒163-1382東京都新宿区西新宿6-5-1新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部総務課 電話：03-5323-2990
 - ② 受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時(ただし、正午から午後1時の間は除く。)まで
- (2) 本部長は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、その結果を書面により回答する。
- (3) 本部長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後7日(休日を含まない。)以内にその申立てを却下する。
- (4) 本部長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。
- (5) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先
上記(1)①に同じ。

11 掲示文兼入札説明書に対する質問

- (1) この掲示文兼入札説明書(設計図書、現場説明書等を含む。)に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。
 - ① 提出期間：令和7年7月24日(木)から令和7年8月25日(月)までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く毎日、午前10時から午後4時(ただし、正午から午後1時の間は除く。)まで
 - ② 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札による場合は、質問書を持参し、7(2)に提出するものとする。
- (2) 上記(1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより閲覧に供するが、紙により質問書を提出した者の回答及び機構からの補足訂正事項等を閲覧に供する場合もあるので、電子入札にて提出した者も必ず下記②の閲覧場所にて閲覧すること。
 - ① 閲覧期間：令和7年9月1日(月)から令和7年9月16日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで
 - ② 閲覧場所：〒163-1382東京都新宿区西新宿6-5-1新宿アイランドタワー18階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
技術監理部 閲覧コーナー

12 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札の日時及び入札書の提出方法

入札日時：令和7年9月17日(水)午前10時から正午まで(予定)

提出方法：電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記7(1)②に持参すること。(郵送または電送によるものは受け付けない。)

(2) 開札の日時及び場所

日 時：令和7年9月18日(木)午前10時00分(予定)

場 所：東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 入札室

13 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

14 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、本部長の承諾を得た場合は、紙により独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部調達管理課に持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

また、書面により持参する場合における入札書の様式は、電子入札ホームページ(<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>)に公開している「入札書(電子入札用)」によることとし、当該入札書には、電子くじ番号として任意の3桁の数字を必ず記入すること。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札で落札者がいないときは、直ちに又は別に日程を定めて、2回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積もり合わせを行うことがある。なお、見積もり合わせの執行回数は、原則として2回を限度とする。

15 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付。

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

16 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した 工事費内訳書の提出を求める。

工事費内訳書は電子入札システムにより提出することとし、入札書に 工事費内訳書ファイルを添付し、同時送付すること。(ファイル容量が3MBを越える場合は入札書を電子入札システムで提出したうえで、工事費内訳書一式を下記提出先に持参すること。)

なお、紙により持参する場合は、当該工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて持参すること。

提出日時：上記12(1)と同じ

提出先：上記7(1)②と同じ

- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は別に示す記載方法を参考にして、種目別内訳及び科目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位及び金額、細目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を明らかにすること。(工事費内訳書には、商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載するとともに、会社印及び代表者(又は代理人)印を押印すること。)また工事費内訳書は、個別工事ごとに作成すること。

- (3) 次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第7条第9号に該当する無効の入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

- ① 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)

イ 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合

ロ 内訳書とは無関係な書類である場合

ハ 他の工事の内訳書である場合

ニ 白紙である場合

ホ 内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)

ヘ 内訳書が特定できない場合

ト 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

- ② 記載すべき事項が欠けている場合

イ 内訳の記載が全くない場合

ロ 掲示文兼入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合

- ③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

イ 他の工事の内訳書が添付されていた場合

- ④ 記載すべき事項に誤りがある場合

イ 発注者名に誤りがある場合

ロ 発注案件名に誤りがある場合

ハ 提出業者名に誤りがある場合

ニ 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

- ⑤ その他未提出又は不備がある場合

- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

17 開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
入札参加者の開札時の立ち会いは不要とする。

18 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本部長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

19 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は6(3)による。

(2) 6(3)ただし書きに該当し、入札(見積)心得書第9条第2項に定める低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書^{別記様式5}として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

最も高い評価値となった者の入札価格が、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」(平成16年独立行政法人都市再生機構通達34-61)に定める調査基準価格に満たない場合は、^{別紙1}のとおり低入札価格調査の実施に伴う調査資料の提出を求める。

20 支払条件

前金払40%以内、中間前金払または部分払(どちらか一方を選択)及び完成払。

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第7項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第9項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替えるものとする。

21 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

無

22 建設業法第20条の2第2項に基づく通知について

落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまで(設計・施工一括発注方式の場合にあっては、覚書を締結するまで、枠組み協定型一括入札方式で発注する場合にあっては、協定を締結するまで)に、当機構に対して、^{別記様式8}を用いその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

イ 提出 : 契約書等の提出と合わせて提出すること。

ロ 提出場所：7（1）②に同じ

ハ 提出方法：持参するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

23 その他

- (1) 入札参加者は、機構ホームページ (<https://www.ur-net.go.jp/>) の「入札・契約情報」に掲載されている入札心得（電子入札用の入札心得を含む。）及び契約書案並びに電子入札運用基準を熟読し、入札心得及び電子入札運用基準を厳守すること。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、上記8（4）の資料に記載した配置予定技術者を本工場の現場に専任で配置すること。
なお、配置予定技術者の変更は、原則として認めない。
- (4) 低入札価格調査対象になった場合、重点監督の試行を実施する。「重点監督の実施」とは、①監督員による検査行為頻度の割り増し、②中間検査（部分払いや引渡しを伴わない出来形確認）の実施、③機構が策定する重点監督方針に沿った工事計画書の義務付け及び同計画書確認後の工事着手承認（その遅れにによる工期延伸等は認めない）等をいう。
- (5) 落札者は、**別記様式3**に記載した配置予定の技術者を本工場の現場に配置すること。実際の施工にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。なお、特別な場合においてやむを得ず変更する場合は、上記4（12）①から④の条件を満たす技術者を配置すること。
- (6) 落札者（下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。）は、個人情報等の取扱いに関して、個人情報等の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→標準契約書等について、を参照）を契約の締結と併せて、同日付で締結するものとする。下請負等をさせる場合は、落札者は下請負人等に対しても同等の措置をとらなければならない。
- (7) 落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等を参照）を契約書と併せて、同日付で締結するものとする。
- (8) 当機構が取得した文書（例：競争参加資格確認申請書等）は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）に基づき、開示請求者（例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。）から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
- (9) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、8時30分から20時00分まで稼働している。システムを停止する場合等は、電子入札ホームページ「お知らせ」において公開する。
- (10) システム操作マニュアルは、UR都市機構 入札・契約情報 電子入札のホームページに公開している。
- (11) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進

めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供 及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意された ものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報 提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表 させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長 相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長 相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4) 公表日 契約締結日の翌日から起算して72日以内

(12) 本工事の履行にあたり、工事受注者は現場説明書を遵守すること。

また、本工事は第三者による工事監理者を配置する。

(13) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨工事の試行対象である。

なお、実施方法等については、現場説明書の記載によるものとする。

(14) 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日推進工事（発注者指定方式）」の施行工事である。実施方法等の詳細については、現場説明書の記載による。

(15) 本工事について、以下の対応が発生する。

- ① 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部工事発注担当職員及び監督員による「施工体制」、「施工状況」、「品質」、及び「下請けへの支払い条件（支払い内容の確認・書類提出を含む）」等に関して「着工前（着工会議等）」、「施工中（定例会議等）」、「施工後」にヒアリング実施する。

- ② 上記①による問題点、是正点等が認められた場合は、発注担当職員又は監督員により適宜、是正指導を行う。
- (16) 施工計画（技術提案）書の作成に伴う現地確認については、特に期間等を設けないが、周辺道路等からの確認を基本とし、宅地内への立ち入りは認めない。また、工事計画地の周辺住民に配慮し、現場確認を行うこと。
- (17) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
- ・ システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札総合ヘルプデスク
TEL 0570-021-777
電子入札ホームページ <https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>
 - ・ ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先 ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせること
ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、下記へ連絡すること。
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部調達管理課 電話 03-5323-2208
- (18) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。
- この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある
- ・ 競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・ 競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・ 辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・ 入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・ 落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・ 見積依頼通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

- ・見積書受信確認通知（不落随契に移行した場合のみ。電子入札システムから自動通知）
- ・見積締切通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

(19) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。

再度入札の日時については、電子入札、紙による持参が混在する可能性があるため、発注者から指示する。

(20) 当掲示文兼入札説明書の様式及び別添資料については、交付資料（FAX申込）を発送する際にCDデータ化したものを同封する。

以上

【交付資料】

- ・別紙1 低入札価格調査について
- ・別紙2 施工体制等の確認のためのヒアリングについて
- ・別紙3 低入札価格調査様式作成要領及び様式集
- ・別紙4 評価項目・評価基準及び得点配点等について
- ・別紙5 申請書類作成の手引き
- ・別紙6 特定建設工事共同企業体協定書等の作成の手引き

【別途交付資料】

- ・別記様式1 競争参加資格確認申請書
- ・別記様式2 施工実績
- ・別記様式3 配置予定技術者の施工実績
- ・別記様式4-1～3 企業の施工実績、配置技術者の施工実績、施工計画
- ・別記様式5 確認書
- ・別記様式6 適用除外誓約書
- ・別記様式7-1～2 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標に係る適合状況
- ・別記様式8 通知書
- ・工事費内訳書の提出について
- ・工事費内訳書の記載方法（参考）
- ・別紙3 低入札価格調査様式作成要領及び様式集
- ・別紙6 特定建設工事共同企業体協定書等の作成の手引き
- ・質問書参考様式

【参考資料】

- ・入札（見積）心得書：UR都市機構ホームページ参照（<https://www.ur-net.go.jp>）
- ・入札（見積）心得書（電子入札用）： 〃 （ 〃 ）
- ・標準契約書等： 〃 （ 〃 ）
- ・電子入札運用基準： 〃 （ 〃 ）
- ・詳細条件審査型一般競争入札の実施に係る掲示：UR都市機構東日本賃貸住宅本部ホームページ参照

※【別途交付資料】について、交付資料(FAX申込)を発送する際にCDデータ化したものを同封する。

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
設計図面等交付申込書

申込日：令和 年 月 日

工 事 件 名	豊四季台団地（建替）第V－A期造園その他工事	
設計図面等の種類	※どちらかの□を塗りつぶして下さい。 <input type="checkbox"/> 設計図面及び現場説明書等をCDによる無償交付で申し込む。 <input type="checkbox"/> 設計図面を紙による有償交付、現場説明書をCDによる無償交付で申し込む。	
申 込 者	会 社 名	
	住 所 (送 付 先)	〒 —
	担 当 部 署 名 担 当 者 氏 名 連 絡 先	電話番号 — —
そ の 他		

※ 図面等を平日正午までにお申込みの場合は、3営業日後までにお手元に到着する予定で発送いたします。

(FAX受領が午後以降の場合は、翌営業日扱いとなりますのでご注意ください。)

※ この申請書は、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から、設計図書及び現場説明書等を発送するため、コピーセンター受託業者「株式会社ブルーホップ」に開示、使用されます。

※ 図面等の交付は、工事会社に限らせていただきます。

【申 込 先】 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
コピーセンター受託業者 株式会社ブルーホップ

【送 信 先】 FAX：03-5323-4785

(注：この番号は、調達管理課のFAX番号)

【問合わせ先】 独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
総務部 調達管理課 電話：03-5323-2574

低入札価格調査について

- 1 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 366 条第 2 項の規定に基づき定められた、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、低入札価格調査を実施する。

ここで、調査基準価格は、予定価格の決定の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が入札書比較価格(予定価格に $100/110$ を乗じて得た額をいう。以下同じ。)に $9.2/10$ を乗じて得た額を超える場合にあっては $9.2/10$ を乗じて得た額とし、入札書比較価格に $7.5/10$ を乗じて得た額に満たない場合にあっては $7.5/10$ を乗じて得た額

- イ 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ロ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ハ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ニ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

- 2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- イ その価格により入札した理由
- ロ 契約対象工事付近における手持工事の状況
- ハ 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- ニ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- ホ 手持資材の状況
- へ 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- ト 手持機械数の状況
- チ 労務者の具体的供給見通し
- リ 過去に施工した機構発注工事名（他支社等の発注分を含む。）
- ヌ 経営内容
- ル イからヌまでの事情聴取した結果についての調査検討
- ヲ リの機構発注工事の成績状況
- ワ 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- カ 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- ヨ その他必要な事項

- 4 低入札価格調査の対象者のうち、入札価格が調査基準価格未満の者は、調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して5営業日以内に次に定める様式による資料及びその添付書類を提出すること。

- イ 当該価格で入札した理由（様式1）

- ロ 積算内訳書（様式 2-1、様式 2-2、様式 3）
- ハ 手持工事の状況（様式 6-1、様式 6-2）
- ニ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式 7）
- ホ 手持ち資材の状況（様式 8-1）
- へ 資材購入予定先一覧（様式 8-2）
- ト 手持ち機械の状況（様式 9-1）
- チ 機械リース元一覧（様式 9-2）
- リ 労務者の確保計画（様式 10-1）
- ヌ 工種別労務者配置計画（様式 10-2）
- ル 施工体制台帳（様式 15）
- ヲ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式 16）
- ワ 経営内容（過去 3 年間の貸借対照表及び損益計算書）
- カ 確約書（様式 17）

5 必要に応じ、4 以外の説明資料の提出を求めることがある。

6 当該調査の結果は、公表することがある。

施工体制等の確認のためのヒアリングについて

1. 入札価格が調査基準価格以上である場合のヒアリング内容

入札参加者のうち、その入札価格が調査基準価格以上である者に対しては、次の項目についてヒアリングを行う。

(1) 品質確保の実効性

- ・建設副産物の受け入れ、過積載防止等について、関係法令を遵守し適切に施工を行うための費用を見積り額に計上しているかどうか。
- ・安全衛生教育や危険箇所の点検等、安全確保に要する費用を見積り額に計上しているかどうか。
- ・品質管理、出来型管理等に要する費用を見積り額に計上しているかどうか。

(2) 施工体制確保の確実性

- ・施工体制確保にあたって必要となる下請け費用を、見積り額に計上しているかどうか。
- ・施工計画の実施にあたって必要となる資機材の調達、労務者の確保に係る費用を見積り額に計上しているかどうか。
- ・配置予定技術者が必要な資格を有しているかどうか。

2. 入札価格が調査基準価格に満たない場合のヒアリング内容

入札参加者のうち入札価格が調査基準価格未及び、特別調査基準価格（予定価格の算定金額における直接工事費の90%、共通仮設費の80%、現場管理費の80%、一般管理費の30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）未の者に対しては、追加資料として下記資料の提出を求めるものとし、合わせてヒアリングを行う。なお、資料の提出期限は特別な事情がない限り開札結果通知後5営業日以内とする。

(1) 入札価格が調査基準価格未で、特別調査基準価格以上の者の提出資料

- ・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（様式2-1）
- ・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（様式2-2）
- ・VE提案等によるコスト縮減額調書（様式3）
- ・資材購入予定先一覧（様式8-2）
- ・機械リース元一覧（様式9-2）
- ・労務者の確保計画（様式10-1）
- ・施工体制台帳（様式15）

(2) 入札価格が特別調査基準価格未の者の提出資料

- ・積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①（様式2-1）
- ・内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②（様式2-2）
- ・VE提案等によるコスト縮減額調書（様式3）
- ・下請予定業者等一覧表（様式4）
- ・配置予定技術者名簿（様式5）
- ・資材購入予定先一覧（様式8-2）
- ・機械リース元一覧（様式9-2）
- ・労務者の確保計画（様式10-1）

- ・工種別労務者配置計画（様式10－2）
- ・建設副産物の搬出地（様式11）
- ・建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式12）
- ・品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式13－1）
- ・品質確保体制（品質管理計画書）（様式13－2）
- ・品質確保体制（出来形管理計画書）（様式13－3）
- ・安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式14－1）
- ・安全衛生管理体制（点検計画）（様式14－2）
- ・施工体制台帳（様式15）

3. 審査方法の概要

施工体制等に関する審査は、下記の項目について行うものとし、開札後において、工事費内訳書、施工体制等の確認のヒアリング及び追加資料等により審査する。

(1) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが掲示文兼入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制等評価点を満点から減点する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制等評価点を加点する。

特に、入札価格が特別調査基準価格未満となった者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制等評価点を加点する。

【審査項目】

- ①建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか
- ②安全確保の体制が構築されると認められるか
- ③その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか

(2) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが掲示文兼入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制等評価点を満点から減点する。

入札参加者の入札価格が調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制等評価点を加点する。

特に、入札価格が低入札価格調査となった者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に

関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制等評価点を加点する。

【審査項目】

- ①下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。
- ②施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか
- ③追加配置される専任技術者を含め、配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実に認められるか

以 上

追加資料等作成要領（各様式共通）

- 1 入札者は、契約担当役があらかじめ指定した期日までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
- 2 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、契約担当役が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
- 3 入札者は、契約対象工事に関して技術提案資料等を提出している場合、各様式に提出済資料の記載内容と異なる内容を記載してはならない。
- 4 各様式に記載した内容を立証するため、様式ごとに提出すべき添付書類のほか、入札者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）。
- 5 契約担当役は、発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、必要に応じ、様式ごとに提出すべきことを記した添付書類以外にも、入札者によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、別途の説明資料の提出を求めることがある。

様式1 当該価格で入札した理由

記載要領

- 1 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。
- 2 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する（以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）。
なお、当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然のことである。

様式2-1 積算内訳書（兼）コスト縮減額算定調書①

記載要領

1. 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
2. 契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。
3. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。
4. 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。

5. 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。このうち、様式5に記載する技術者及び様式14-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
6. 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
7. 入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額（上記3の定めに従って計上したもの）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
8. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。
9. VE提案等によるコスト縮減を見込んでいる場合は、様式3に縮減のための施策と工種毎の縮減額を記載する。

添付書類

1. 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領6により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。
2. 上記1の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。
（注）本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

様式2-2 内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②

記載要領

1. 本様式は、様式2-1に対する明細を記載する。更なる明細が必要な場合は、本様式を使用することによるものとする。
2. 直接工事費だけでなく、共通仮設費、現場管理費についても、本様式による明細を作成する。
（注）本様式は、内訳書に対する明細書として提出するものとする。

様式3 VE提案等によるコスト縮減額調書

記載要領

1. コスト縮減前及びコスト縮減後の単価をそれぞれ記載する。
2. 本様式は、様式2-1及び様式2-2に対応した内容とする。

様式4 下請予定業者等一覧表

記載要領

1. 下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や労務者についても記載する。
2. 下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の金額内訳を記載する。

- 3 使用を予定する手持ち資材については様式 8-1、購入予定の資材については様式 8-2、使用を予定する手持ち機械については様式 9-1、直接リースを受ける予定の機械については様式 9-2、確保しようとする労務者については様式 10-1 に対応した内容とする。

添付書類

- 1 本様式に記載したすべての下請予定業者について、その押印した見積書（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条に基づき、機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳を明らかにしたもの）を添付する。
- 2 上記 1 の見積書に係る機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳ごとの金額が、過去 1 年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額に基づいた合理的かつ現実的なものであることを明らかにする当該工事の経費内訳を明らかにした見積書や契約書等の書面を添付する（労務費について添付する書面は、上記の見積書や契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が労務者に支払った給与の実績が確認できる過去 3 月分の給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

様式 5 配置予定技術者名簿

記載要領

- 1 配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載する。
- 2 掲示文兼入札説明書に定める条件により、配置が必要な監理技術者と同一の要件を満たす技術者を現場に配置することとなるときは、その者についても記載する。

添付資料

- 1 本様式に記載した技術者等が自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。
- 2 記載した技術者等が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。

様式 6-1 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

記載要領

- 1 本様式は、契約対象工事現場付近（半径 10km 程度）の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
- 2 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかについて根拠を含めて計数的に明らかにする。

添付資料

- 1 本様式に記載した手持ち工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。
- 2 当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

様式 6-2 手持ち工事の状況（対象工事関連）

記載要領

- 1 本様式は、契約対象工事と同種又は同類の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
- 2 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかについて根拠を含めて計数的に明らかにする。

添付資料

当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

様式7 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

記載要領

- 1 本様式は、入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。
- 2 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、契約対象工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費などどの経費をいくら縮減できるかについて根拠を含めて計数的に明らかにする。

添付書類

- 1 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等と契約対象工事箇所との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事箇所までの距離及び連絡経路が分かるようにする。
- 2 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等の存在及び権原を証明する登記関係書類又は賃借権を定めた契約書等の写しを添付する。

様式8-1 手持ち資材の状況

記載要領

- 1 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。
- 2 「単価（原価）」欄には、手持ち資材の原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）。例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。
- 3 「調達先（時期）」の欄には、手持ち資材を調達した際の調達先とその時期を記載する。

添付書類

- 1 本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分かるように撮影したもの）を添付する。
- 2 本様式に記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。

資料8-2 資材購入予定先一覧

記載要領

- 1 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
- 2 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。
（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を（ ）書きで記載する。
- 3 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）を「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

添付書類

- 1 購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
- 2 本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
- 3 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

様式9-1 手持ち機械の状況

記載要領

- 1 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
- 2 「単価（原価）」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）。例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

添付書類

- 1 本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるように撮影したもの）を添付する。
- 2 過去1年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が契約対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。
- 3 本様式に記載した手持ち機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額（当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む。）を明らかにした書面を添付する。

様式9-2 機械リース元一覧

記載要領

- 1 本様式は、入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。
- 2 「単価」の欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
- 3 「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者と機械リース予定業者との関係を記載する。
（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を（ ）書きで記載する。
- 4 手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとし「単価」の欄に、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額）（いずれも過去1年以内のものに限る。）等合理的かつ現実的な額を「リース元名」の欄に当該機械リース部門に関する事項を、それぞれ記載する。

添付書類

- 1 機械リース予定業者が押印した見積書及びその予定業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
- 2 本様式の「リース元名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
- 3 自社の機械リース部門からのリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

様式 10-1 労務者の確保計画

記載要領

- 1 自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数とも（ ）内に外書きする。
- 2 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。自社労務者に係る労務単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合であっても、当該自社労務者に支払う予定の賃金の額を記載する。
- 3 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
- 4 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を（ ）書きで記載する。

添付書類

- 1 本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
- 2 自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。
- 3 下請予定業者が使用する労務者に係る労務単価の見積額が、合理的かつ現実的な金額であることを明らかにした書面は、様式4の添付資料として提出する。

様式 10-2 工種別労務者配置計画

記載要領

- 1 本様式には、様式10-1の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。
- 2 「配置予定人数」欄は、毎年度国土交通省が発表する「公共工事設計労務単価」の50職種のうち必要な職種について記載する。

添付書類

本様式に記載した自社労務者の職種ごとの配置計画を添付する。

様式 11 建設副産物の搬出地

記載要領

- 1 契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。

2 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

添付書類

- 1 受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。
- 2 受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式 12 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

記載要領

- 1 本様式は、様式 11 に記載した建設副産物の搬出、工事箇所への資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に関する事項のうち、入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に係るものについて記載する。
- 2 「運搬予定者」の欄には、入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載する。
- 3 本様式の作成に当たっては、建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に区分して記載するものとし、それぞれの記載の間に空白行を設けるものとする。
- 4 様式 11 に記載した建設副産物の搬出については、建設副産物及び受入れ予定箇所ごとの運搬計画を記載するものとし「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、様式 11 に記載した建設副産物の受入れ予定箇所を記載する。
- 5 資材等の搬入については、契約対象工事における資材等の使用目的ごとに運搬計画を記載するものとし「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、当該資材等を用いる工事内容の予定を記載する。
- 6 仮置き場との間の土砂運搬等については、土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載するものとし「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、土砂等の仮置き場の予定地を記載する。
- 7 「運搬予定者への支払予定額」の欄には、入札者が「運搬予定者」欄に記載の者と締結する予定の契約における単価で、当該運搬予定者が取引した実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

添付書類

- 1 建設副産物の種類及び受入れ予定箇所ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
- 2 搬入する資材等の種類及び搬出元ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。
- 3 仮置き場との間の土砂運搬等に係る運搬経路が確認できる地図等を添付する。
- 4 本様式に記載の運搬予定者が押印した見積書及びその運搬予定者の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式 13-1 品質確保体制（品質管理のための人員体制）

記載要領

- 1 本様式には、工事の品質管理を行うための人員体制全般に関する事項のうち、様式 13-2 で記載する品質確保のための各種試験等に要する体制及び様式 13-3 で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。
- 2 「諸費用」の欄は「実施事項」の欄に記載した品質管理のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要す

る費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

3 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払われる予定の賃金の額を記載する。
添付書類

1 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

2 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては「氏名」欄の者に対して「立場」欄の業務を行う対価として支払った過去 3 月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去 1 年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去 3 月分の給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

様式 13-2 品質確保体制（品質管理計画書）

記載要領

- 1 本様式には、工事の品質確保のための各種試験等に要する体制のうち、様式 13-3 で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。
- 2 「諸費用」の欄は「品質管理項目」の欄に記載した品質管理のための各種試験に要する費用について記載するものとし、当該試験に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に「見込額」の欄には当該試験に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式 13-3 品質確保体制（出来形管理計画書）

記載要領

- 1 本様式は、工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について記載する。
- 2 「諸費用」の欄には「出来形管理項目」の欄に記載した出来形管理のための各種検査に要する費用について記載するものとし、当該検査に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に「見込額」の欄には当該検査に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式 14-1 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）

記載要領

- 1 本様式は、工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について記載する。
- 2 「諸費用」の欄は「実施内容」の欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式 14-2 安全衛生管理体制（点検計画）

記載要領

- 1 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う危険箇所の点検に関する計画について記載する。
- 2 「諸費用」の欄は「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の欄に記載した点検を実施するために要する費用について記載するものとし、当該点検に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に「見込額」の欄には当該点検に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。
- 3 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払う賃金の額を記載する。

添付書類

- 1 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
- 2 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあつては「点検実施者」欄の者に対して支払った過去 3 月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合にあつては、下請予定業者が過去 1 年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去 3 月分の給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。

様式 15 施工体制台帳

記載要領

- 1 本様式は、様式 4 における下請予定業者の担当工事について記載する。
- 2 契約対象工事の施工に当って事業協同組合による施工を予定している場合は、担当する組合員及び担当工事について記載する。

添付書類

事業協同組合による場合は、構成組合員が確認できる資料を添付する。

様式 16 過去に施工した対象工事の公共工事名及び発注者

記載要領

- 1 本様式は、過去 5 年間に元請として施工した同種工事の実績について記載する。この際、低入札価格調査の対象となった都市機構発注工事の実績を優先して記載するものとし、その数が 20 を超えるときは、判明している落札率の低い順に 20 の工事の実績を選んで記載する。
- 2 各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。

以上

評価項目、評価基準及び得点配点等について

1) 施工実績(加算点の最大15点、評価点の小計×15/60)

1)-1 企業の施工実績について※1

評価項目	評価基準	配点	得点
過去15年間の当機構「造園」工事で、3工事区分(基盤整備・植栽・施設整備)を総合的に施工し、かつその工事が契約金額1億円以上の施工経験※2	実績が5件以上あり	5.0	/5.0
	実績が2件以上あり	2.0	
	実績が1件のみ(入札参加資格と同等)	0.0	
過去3年間の当機構「造園」工事又は、国土交通省各地方整備局等発注の「造園」工事における優良工事表彰の有無※3※4	当機構の表彰実績あり	5.0	/5.0
	国土交通省各地方整備局の局長表彰あり	3.0	
	都道府県又は政令指定都市の表彰あり	3.0	
	表彰の実績なし	0.0	
過去3年間の当機構「造園」工事における工事成績評定の平均点※3※5※6 ※改定前(工期末が令和6年9月30日以前)の工事成績評定点は、5点を加えた点数として取り扱う	81点以上	5.0	/5.0
	79点以上81点未満	3.0	
	77点以上79点未満	2.0	
	75点以上77点未満	1.0	
	75点未満(実績なしを含む)	0.0	
ISO認証取得状況及び企業の地球環境配慮への取り組み	以下の項目について2つ以上該当 ・ISO9001又はISO14001認証取得あり ・環境報告書の公表 ・社会貢献活動に係る取組みの公表(SDGsの取組みの公表を含む)	5.0	/5.0
	以下の項目について1つ該当 ・環境報告書の公表 ・社会貢献活動に係る取組みの公表(SDGsの取組みの公表を含む)	2.5	
	上記以外	0.0	
過去2年間における機構の街づくり等の事業貢献者への表彰※11	表彰が複数あり	5.0	/5.0
	表彰が1件あり	2.0	
	表彰の実績なし	0.0	

WLB等の推進 企業を評価する 認定の有無 ※7	① 女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5.0	/5.0
		えるぼし 3段階目	4.0	
		えるぼし 2段階目	3.0	
		えるぼし 1段階目	2.0	
		行動計画	1.0	
	② 次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5.0	
		くるみん (R4年度以降の基準)	3.0	
		くるみん (H29～R3年度の基準)	3.0	
		トライくるみん	3.0	
		くるみん (H28年度以前の基準)	2.0	
③ 若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)	4.0			
いずれも認定なし	0.0			

1)-2 配置予定技術者の施工実績

評価項目	評価基準	配点	得点
過去15年間の当機構「造園」工事で、3工事区分(基盤整備・植栽・施設整備)を総合的に施工し、かつその工事が契約金額50百万円以上の施工経験※2※9	主任(監理)技術者、現場代理人または、担当技術者としての経験が3件以上あり	5.0	/5.0
	主任(監理)技術者、現場代理人または、担当技術者としての経験が2件以上あり	2.0	
	主任(監理)技術者、現場代理人または、担当技術者としての経験が1件のみ	0.0	
過去3年間に従事した当機構「造園」工事又は、国土交通省各地方整備局等発注の「造園」工事における優良工事表彰の有無※3※4※9	主任(監理)技術者または現場代理人として、当機構の発注した「造園」工事において、表彰工事に従事した実績あり	10.0	/10.0
	担当技術者として、当機構の発注した「造園」工事において、表彰工事に従事した実績あり	5.0	
	主任(監理)技術者または現場代理人として、国土交通省各地方整備局等の発注した「造園」工事において、表彰工事に従事した実績あり(局長表彰のみ)	5.0	
	主任(監理)技術者または現場代理人として、都道府県・政令指定都市の発注した「造園」工事において、表彰工事に従事した実績あり	3.0	
	表彰工事に従事した実績なし	0.0	

過去3年間に従事した当機構「造園」工事における工事成績評定の平均点※3※5※8※9 ※改定前(工期末が令和6年9月30日以前)の工事成績評定点は、5点を加えた点数として取り扱う。	81点以上	10.0	/10.0
	79点以上81点未満	7.0	
	77点以上79点未満	4.0	
	75点以上77点未満	2.0	
	75点未満(実績なしを含む)	0.0	
継続教育(CPD)の取組状況※10	団体推奨単位数以上を取得	5.0	/5.0
	団体推奨単位数の70%以上を取得	2.5	
	団体推奨単位数の70%未満を取得	0.0	
評価点小計(上記得点の計)		/60.0	
加算点①(評価点小計×15/60)		/15.0	

- ※1 経常建設共同企業体(経常JV)は単体とみなし、当該経常JVとしての実績のみを評価する。
- ※2 都市再生機構発注工事の実績のうち、枠組協定により発注された複数工事がある場合は、同一の枠組で発注された工事であっても各契約単位で1件として計上する。
- ※3 機構造園工事とは、機構の工事種別「造園」で受注した工事である。
- ※4 優良工事表彰、工事成績は、令和4年4月1日から本工事の掲示日までの通知日(表彰日)とする。
- ※5 実績件数が6件以上の場合については、通知日で直近5件の工事の平均点とし、小数点以下を切り捨て整数止めとする。直近5件目の工事が複数ある場合、それらを含めた平均点とする。また、枠組協定型一括入札方式による工事は、それぞれの契約工事を1件の工事として取り扱う。
- ※6 過去3年間の機構造園工事とは、令和4年4月1日から本工事の掲示日までの通知日(表彰日)の工事を対象とする。
- ※7 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。
- ※8 配置予定技術者が現場代理人又は主任技術者(監理技術者)として従事した工事とする。
- ※9 施工実績、優良表彰工事、工事成績評定における配置技術者の従事した実績は、以下の従事期間とし、実施工程表等の確認できる資料を添付すること。
- ①同種工事として設定した工種の実施期間が1年未満の場合は、施工期間の半分以上
- ②同種工事として設定した工種の実施期間が1年以上の場合は、6か月以上
- ※10 継続教育(CPD)の取組み状況とは、(公社)日本技術士会(推奨単位:50単位/年)、(公社)日本造園学会(推奨単位:50単位/年)、(公社)土木学会(推奨単位:50単位/年)、(一社)全国土木施工管理士連合会(推奨単位:30単位/年)、(公社)地盤工学会(推奨単位:50単位/年)による、令和6年度の継続教育における取得単位数とする。なお、配置予定技術者の実績については、監理技術者として配置予定の技術者(以下「予定監理技術者」という。)の実績をもって評価する。取組み状況の証明書を添付すること。
- ※11 機構の街づくり等の事業貢献者への表彰については、支社等及び部門は問わない。令和5年4月1日から本工事の掲示日までの通知日(表彰日)とする。

2) 施工計画

簡易な施工計画について（加算点の最大 25 点、評価点の小計×25/25）

評価項目	評価基準	配点	得点
【項目 1】 工事工程を遅延させないための工事手順等の技術的工夫 ① 工事工程を適切に把握するための提案【3提案】 ② 工事遅延リスクの要因と対応についての提案【3提案】	仕様書・施工管理基準の内容を十分に理解し、かつ、当該工事条件等を踏まえ、多くの優れた工夫がなされた施工計画となっている	15.0	/15.0
	仕様書・施工管理基準の内容を十分に理解し、かつ、当該工事条件等を踏まえ、優れた工夫がなされた施工計画となっている	9.0	
	仕様書・施工管理基準の内容を十分に理解し、かつ、当該工事条件等を踏まえ、工夫がなされた施工計画となっている	4.5	
	仕様書、施工管理基準に沿った施工計画となっている	0.0	
【項目 2】 特に、周辺環境対策、交通安全対策、安全衛生管理等の重点的取り組みを必要とする場合の技術的工夫 ① 工事エリア周辺の交通安全対策についての提案[3提案] ② 工事騒音・振動・粉塵等への対応についての提案[3提案]	仕様書・施工管理基準の内容を十分に理解し、かつ、当該工事条件等を踏まえ、多くの優れた工夫がなされた施工計画となっている	10.0	/10.0
	仕様書・施工管理基準の内容を十分に理解し、かつ、当該工事条件等を踏まえ、優れた工夫がなされた施工計画となっている	6.0	
	仕様書・施工管理基準の内容を十分に理解し、かつ、当該工事条件等を踏まえ、工夫がなされた施工計画となっている	3.0	
	仕様書、施工管理基準に沿った施工計画となっている	0.0	
評価点小計（上記得点の計）		/25.0	
加算点②（評価点小計×25/25）		/25.0	

※ それぞれの提案事項については、原則全て履行義務があるものとする。

提案事項については、施工計画書については、実施方法、実施期間、提案事項の期待される効果までを具体的に記載すること

※【項目 1】・【項目 2】の①、②について、それぞれ 3 提案（各項目においては 6 提案、【項目 1】と【項目 2】を合わせて 12 提案）出来るものとし、各項目①、②において最大で 3 提案評価することとする。

詳細条件審査型一般競争入札参加資格確認申請
書類作成の手引き

「豊四季台団地（建替）第V－A期造園その他工事」に係る競争参加資格の確認について提出する書類は、この手引きに基づいて作成、提出すること。

1. 申請書の提出について

- (1) 申請書類は、2に定める書類を、3に定める方法に基づき提出すること。
- (2) 添付資料も含め、書類はすべてA4サイズで作成すること。
- (3) 書類作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- (4) 提出部数は1部とする。

2. 提出書類

□競争参加資格確認申請書・・・(別記様式1)

- (1) 令和7・8年度の「有資格者名簿」の該当部分の写し
- (2) 同種工事の施工実績・・・(別記様式2)
- (3) (2)の工事が確認できるCORINSや工事請負契約書等(写し)
- (4) (2)の工事が確認できる図面等(写し)
- (5) 配置予定技術者の施工実績・・・(別記様式3)
- (6) 1級造園施工管理技士等の証明書(写し)
- (7) 監理技術者資格者証(写し)
- (8) 技術者の工事経験が確認できる従事役職等(写し)
- (9) (5)の工事が確認できる工事請負契約書等(写し)
- (10) (5)の工事が確認できる図面等(写し)
- (11) 企業の施工実績、配置予技術者の施工実績、施工計画・・・(別記様式4-1～3)

注1) 同種工事の施工実績及び技術者の資格・工事経験等が確認できる書類として、契約書、設計図書の一部及び免許証、資格証等の書類を提出すること(いずれも写し)。

ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム(CORINS)」に登録されており、上記内容が確認できる場合は、設計図書を省略できる。(CORINS登録内容の写しを提出すること)。

なお、民間工事については、請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく「特定元方事業者の事業開始報告」の写しを提出すること。(※民間工事に関するすべての書類については、原本確認を行いますので持参すること。)

注2) 提出する工事概要・工事内容等が確認できる設計図書の一部(写し)。図面はA3版に縮小し、A4版に折り込む。工事件名等の文字が判別できないような場合は、全体図の他に確認できる部分を拡大コピー等した図面を添付すること(工事名称及び発注機関等も確認できるようにコピーすること)

注3) CORINS登録がされている場合でも監理技術者資格者証の有効期限を確認するため、資格者証の写しは、必ず添付すること。

注4) 配置予定技術者に係る同種工事の経験において、従事役職〔現場代理人又は主任技術者(監理技

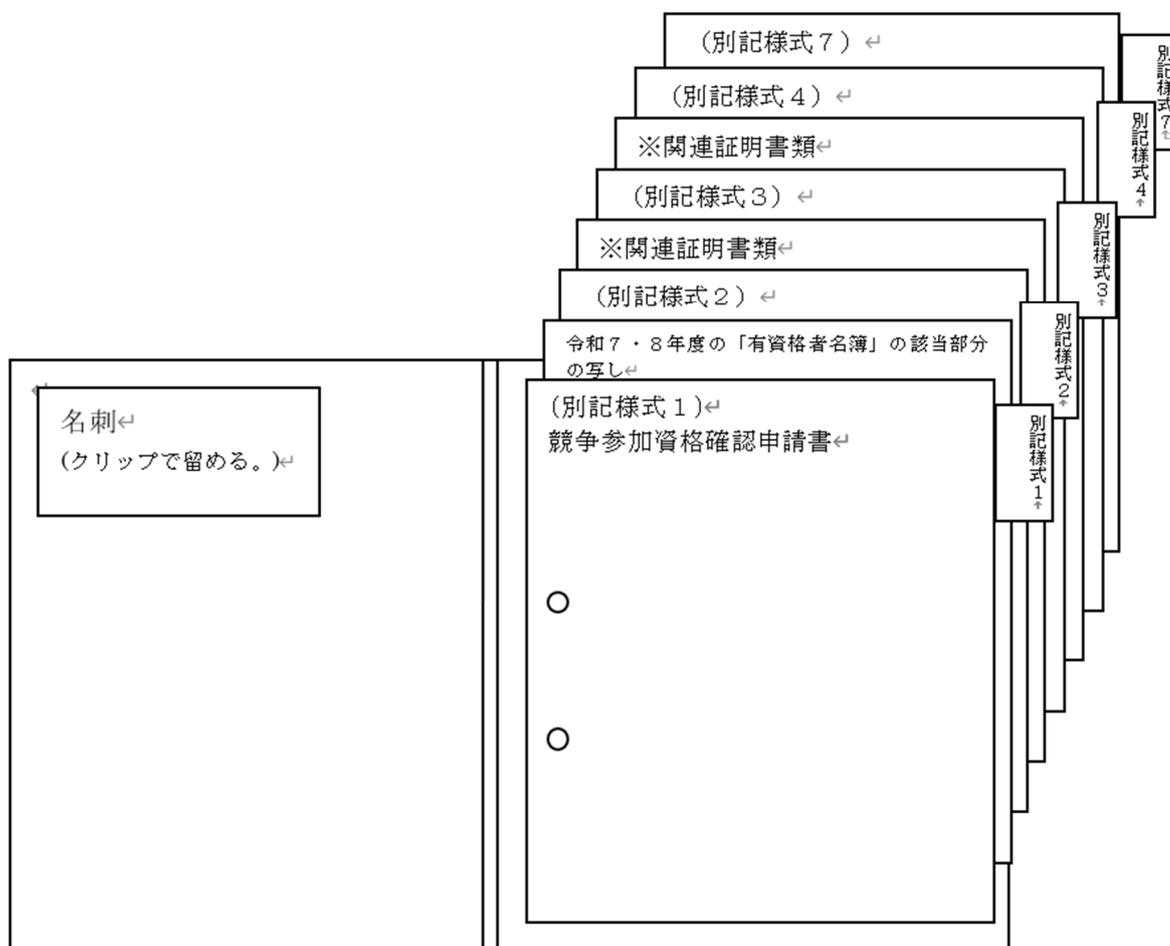
術者)の証明書類は必ず提出すること。〔CORINS 登録の写し又は現場代理人届の写し・主任技術者届の写し・監理技術者届の写し又はこれらと同等の証明書類など。〕

注5) 同種工事の施工実績と配置予定技術者の工事経験を確認する工事が同一の場合は、重複する図書等は省略することができる。

注6) 別記様式2、別記様式3及び別記様式4について、書面等で説明できること。

(12) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標に係る適合状況(別記様式7)に該当する項目がある場合は、証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。

3. セット方法



- A4版ファイル(左側2穴)に綴じ、ファイルの裏表紙に名刺をクリップ留する。
- 設計図書: A3版に縮小し、A4版に折り込む。同種工事の確認部分に赤字でマーク。
- 各様式の最初のページにインデックスをつける。

4. その他の提出物

返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金（460 円）の切手を貼った長型 3号封筒 1通を併せて提出すること。（電子入札で参加する場合は必要ありません）なお、資料を提出した確認が必要な場合には、「様式 1」の写しに機構受付印を押して返却するので、「様式 1」の写しを用意し、その旨受付会場で申し出ること。

5. 提出期間

令和 7 年 7 月 1 日（火）から令和 7 年 7 月 23 日（水）（競争参加資格の確認の基準日という。）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで。提出日時及び提出方法については、入札説明書 8（2）を確認すること。また、内容を説明できる者が持参又は郵送するものとし、電送によるものは受け付けない。

6. 提出場所及び問合わせ先

東京都新宿区西新宿 6－5－1 新宿アイランドタワー17階
独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部
技術監理部企画第 4 課 電話03-5323-2441

以上

特定建設工事共同企業体協定書等の作成の手引き

「共同請負入札参加資格審査申請書」「特定建設工事共同企業体協定書」はこの手引きをよくご覧になって作成して下さい。

なお、ご不明な点がございましたら（入札説明書7（2））まで、お問い合わせ下さい。

1. 共同請負入札参加資格審査申請書 ……………[別紙6-2]

(1) 日付

共同企業体結成の日とします。なお、協定書、委任状の日付もこの日付で作成して下さい。

(2) 共同企業体名

構成員の社名を記載して下さい。なお、社名はできる限り省略してください。また、共同企業体名は、全体で26文字以内としてください。

(例) ㈱〇〇工業・△△建設㈱が構成員の場合、「〇〇・△△建設工事共同企業体」等

26文字以内

(3) 代表者住所、名称、氏名

共同企業体の代表者の社名等を記載して下さい。

(4) 工事名は応募する工事件名を記載して下さい。

(例) この度、連帯責任によって豊四季台団地（建替）第V-A期造園その他工事の共同施工を行うため、……………

2. 特定建設工事共同企業体協定書 ……………[別紙6-3]

(1) 第1条第一号 ……工事名（豊四季台団地（建替）第V-A期造園その他工事）

応募する工事件名を記載して下さい。

※ 上記1.(4)と同じ

(2) 第3条 ……事務所の所在地

番地まで記載して下さい。

(3) 第5条 ……構成員の住所及び名称

構成員全員（代表者を含む）の住所、名称（受任した支店等の場合はその支店等）を記載して下さい。

(4) 第6条 ……代表者の名称

企業体の代表者を記載して下さい。受任した支店等まで記載する必要はありません。

(5) 第8条 ……構成員名称、出資の割合

構成員の名称を記載して下さい。受任した支店等まで記載する必要はありません。各構成員の出資の割合は2者の場合は30%以上として下さい。ただし、代表者の出資の割合は構成員中最大になるようにして下さい。

(6) 第11条 ……取引金融機関

企業体としての取引銀行名、本支店名を記載して下さい。

3. 委任状[別紙6-4]

応募する工事件名を記載して下さい。

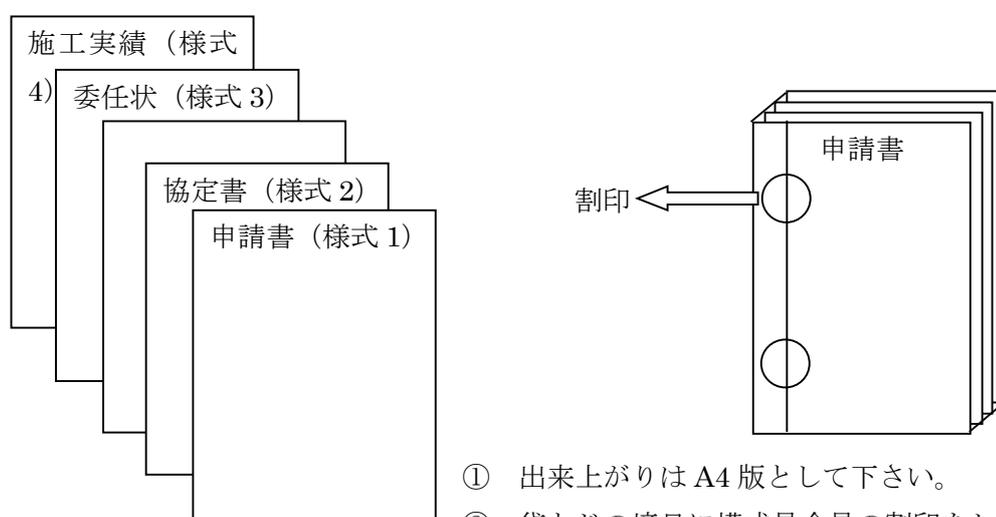
4. 構成員の施工実績[別紙6-5]

入札説明書4(11)に示す施工実績について、各構成員の施工実績を記載して下さい。

5. 綴り方等

作成した書類は図のように綴り、左側を袋とじて下さい。なお、これらの書類には収入印紙を添付する必要はありません。

また、申請書は **A4版** で作成して下さい。



- ① 出来上がりは A4 版として下さい。
- ② 袋とじの境目に構成員全員の割印をして下さい。
(裏側も同様)
- ③ 各ページ間の割印の必要はありません。

【注意】
上記の袋とじ書類は「共同請負入札参加資格審査申請書」に関するものであり、上記書類以外の資料は袋とじする書類に含めないで下さい。

(JV様式1)

共同請負入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 殿

(共同企業体の名称) ○○・○○建設工事共同企業体
代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

この度、連帯責任によって(工事名称)豊四季台団地(建替)第V-A期造園その他工事の共同施工を行うため、特定建設工事共同企業体協定書の写し及び委任状を添えて、当該工事の一般競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

以 上

(JV様式2)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 独立行政法人都市再生機構発注に係る豊四季台団地（建替）第V-A期造園その他工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び追加工事を含む。以下、単に「造園工事」という。）の請負
- 二 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、造園工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 造園工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該造園工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇建設株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、造園工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該造園工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%
〇〇建設株式会社 〇〇%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、造園工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、造園工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行△△支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によ

って取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が造園工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して造園工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを順用するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか1社は、上記のとおり〇〇建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

(JV様式3)

委 任 状

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
 本部長 井添 清治 殿

(共同企業体の名称) ○○○○建設工事共同企業体

共同企業体	住 所	
構 成 員	商号又は名称	
	代表者氏名	印

共同企業体	住 所	
構 成 員	商号又は名称	
	代表者氏名	印

私は、次の共同企業体代表者を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構との豊四季台団地（建替）第V-A期造園その他工事の契約について、下記の権限を委任します。

受 任 者	住 所	
共同企業体代表	商号又は名称	
	代表者氏名	印

記

(委任事項)

- 1 見積及び入札について
- 2 契約に関すること
- 3 支払金の請求及び領収について

以 上

(JV様式4)

構成員の施工実績

会社名 _____

項 目		施 工 実 績 事 例
同種工事の施工実績		入札説明書4(11)に示す施工実績について記載
工 事 名 称 等	工 事 名 称	豊四季台団地（建替）第V-A期造園その他工事
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	総額 百万円（出資比率分 % 百万円）
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受 注 形 態	(1) 単独、 (2) 共同企業体（出資比率 %）
工 事 概 要 等		

- (注1) 施工実績は、入札説明書4(11)に示す施工実績を記載すること。また、実績が複数件ある場合には、1件ごとに作成すること。
- (注2) 特定JVの場合は、構成員ごとに作成すること。
- (注3) 工事エリア等、工事名称及び工事概要等が確認できる契約書・設計図書の一部（写し）等を添付すること。ただし、添付する設計図書の中で工事概要が確認できる部分に、赤字でマークし、根拠等適宜添付すること。
- (注4) 施工実績は、平成22年4月1日以降（過去15年間）に完成した工事とする。
- (注5) 様式の最初のページには、インデックスをつけること。

【別記様式1】

(用紙A4)

本競争に必要な「(工種・等級)」の登録状況(申請日時点): ※以下、当てはまる□にチェック・記載

申請中⇒ 新規又は更新 工種等追加 地区追加

済⇒ 有資格者名簿の該当部分を提出 又は 登録番号記載

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和7年6月30日付けで掲示のありました「豊四季台団地(建替)第V-A期造園その他工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構通達第95条)第331条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 掲示文兼入札説明書8(4)①に定める施工実績を記載した書面
- 2 掲示文兼入札説明書8(4)②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 掲示文兼入札説明書8(4)③に定める「企業の施工実績」について記載した書面
- 4 掲示文兼入札説明書8(4)④に定める「配置予定技術者の施工実績」について記載した書面
- 5 掲示文兼入札説明書8(4)⑤に定める「施工計画」について記載した書面
- 6 掲示文兼入札説明書8(4)⑥に定める契約書の写し
- 7 掲示文兼入札説明書8(4)⑦令和7・8年度の「有資格者名簿」の該当部分の写し
- 8 掲示文兼入札説明書8(4)⑧建設業許可申請書の写し
- 9 保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書
- 10 掲示文兼入札説明書記4(15)に定める社会保険等加入又は、適用除外を証明する書面
- 11 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標に係る適合状況について記載した書面

注) なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(460円)の切手を貼った長形3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。(電子入札の場合は必要ありません。)

【別記様式 2】

同種工事の施工実績

会社名

項 目		施 工 実 績
工 事 名 称 等	工 事 名 称	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	総額 百万円（出資比率分 % 百万円）
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受 注 形 態	(1) 単独、 (2) 共同企業体（出資比率 %）
工 事 概 要 等		

(注6) 施工実績は、揭示文兼入札説明書 4 (11) に示す同種工事について記載すること。

(注7) 工事エリア等、工事名称及び工事概要等が確認できる契約書・設計図書の一部（写し）、CORINS 等を添付すること。ただし、添付する設計図書の中で工事概要が確認できる部分に、赤字でマークし、根拠等適宜添付すること。

(注8) 施工実績は、平成 22 年 4 月 1 日以降（過去 15 年間）に完成した工事とする。

(注9) 様式の最初のページには、インデックスをつけること。

【別記様式3】

配置予定技術者の施工実績

会社名 _____

対象工事の施工実績	揭示文兼入札説明書4(11)に示す同種工事の施工実績についての記載	
配置予定者の氏名	主任(監理)技術者 ○○ ○○	
最終学歴	○○大学 ○○科 ○○年卒業	
法令による資格・免許	1級○○施工管理技士(取得年及び登録番号) 監理技術者資格(取得年及び登録番号) 監理技術者講習(取得年及び修了証番号)	
工事 経 験 の 概 要	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県名・市町村名)
	契約金額	
	工期	年 月～ 年 月
	従事役職	現場代理人・主任(監理)技術者・担当技術者
	工事内容	

- (注1) 配置予定技術者ごとに、本資料を作成すること。
 (注2) 氏名・職制欄の()には、主任技術者(監理技術者)の別に記入すること。
 (注3) 対象工事の実績とは、平成22年4月1日以降に完成した工事とする。
 (注4) 配置予定技術者とは、主任技術者又は監理技術者をいう。
 (注5) 添付資料
 1) 工事名称等及び工事概要が確認出来る、①契約書(写し)、②設計図書の一部(写し)、CORINS等
 なお、設計図書等には、工事名称及び概要を確認出来る部分を赤でマーキングすること。
 2) 配置予定者の、③一級技術検定合格証明書(写し)、④監理技術者資格証(写し)
 3) 共同企業体の構成員としての実績の場合は、共同企業体協定書(写し)

【別記様式4-1】

(用紙A4)

(総合評価に関する資料)

会社名

評価項目	実績内容		
	工事名	工期	備考
過去15年間の当機構「造園」工事で、3工事区分（基盤整備・植栽・施設整備）を総合的に施工し、かつその工事が契約金額1億円以上の施工経験	①	～	
	②	～	
	③	～	
	④	～	
	⑤	～	
	過去3年間に従事した当機構「造園」工事又は、国土交通省各地方整備局等発注の「造園」工事における優良工事表彰の有無	実績あり・実績なし 発注機関： 工事名： 工期： 通知日：	
過去3年間の当機構「造園」工事における工事成績評定の平均点 ※改定前(工期末が令和6年9月30日以前)の工事成績評定点は、5点を加えた点数として取り扱う	工事名	通知日	工事成績
	①		点
	②		点
	③		点
	④		点
	⑤		点
平均点			点
ISO認証取得状況及び企業の地球環境配慮への取組み			
過去2年間※1の当機構における街づくり事業等への貢献表彰実績			
WLB等の推進企業を評価する認定の有無			

【別記様式 4-2】

(用紙 A 4)

(総合評価に関する資料)

会社名

氏名

評価項目	実績内容		
	工事名	工期	備考
過去 15 年間の当機構「造園」工事で、3 工事区分（基盤整備・植栽・施設整備）を総合的に施工し、かつその工事が契約金額 50 百万円以上の施工経験	①	～	
	②	～	
	③	～	
過去 3 年間に従事した当機構「造園」工事又は、国土交通省各地方整備局等発注の「造園」工事における優良工事表彰の有無	実績あり・実績なし 発注機関： 従事役割： 工事名： 工期： 通知日：		
過去 3 年間に従事した当機構「造園」工事における工事成績評定の平均点 ※改定前(工期末が令和 6 年 9 月 30 日以前)の工事成績評定点は、5 点を加えた点数として取り扱う。	工事名	通知日	工事成績
	①		点
	②		点
	③		点
	④		点
	⑤		点
	平均点		点
継続教育 (CPD) の取組状況 (令和 6 年度の取得単位)	団体名： 取得単位：		

(注 1) 配置予定技術者ごとに、本資料を作成すること。

[施 工 計 画]

項目	主に求める取組	記入欄 (各 200 文字以内)
【項目 1】 工事工程を遅延させないための工事手順等の技術的工夫	① 工事工程を適切に把握するための提案【3提案】	①
		②
		③
	② 工事遅延リスクの要因と対応についての提案【3提案】	①
		②
		③
【項目 2】 特に、周辺環境対策、交通安全対策、安全衛生管理等の重点的取り組みを必要とする場合の技術的工夫	① 工事エリア周辺の交通安全対策についての提案【3提案】	①
		②
		③
	② 工事騒音・振動・粉塵等への対応についての提案【3提案】	①
		②
		③

●記入上の注意事項

目的、対象、頻度、取組み内容等を具体的に記入すること。(例：〇〇について、〇回、〇〇をする。)

- ・ 具体性が読みとれないものは評価しない。
- ・ 200 文字以内で記入すること。200 文字を超過した取組は無効とする。

●その他留意点

- ・ 1 欄に 1 要素のみを記載すること。また、1 要素を 2 欄に重複して記載しないこと。
- ・ 参考資料、写真等を添付しても構わないが、最小限 (A 4 版 1 枚以内) に留めること。
- ・ 契約後の履行状況から、評価された取組のうち、受注者の責により採用提案が実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大 15 点を減ずるものとする。
- ・ 未提出の場合は、競争資格がないものとする。(提案が無い場合は「提案なし」と記載すること。)
- ・ 【項目 1】・【項目 2】の①、②について、それぞれ 3 提案 (各項目においては 6 提案、【項目 1】と【項目 2】を合わせて 12 提案) 出来るものとし、各項目①、②において最大で 3 提案評価することとする。

【別記様式 5】

確認書

独立行政法人都市再生機構(以下「発注者」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「受注者」という。)は、下記1の工事(以下「工事」という。)の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

第1 確認内容

発注者は、工事の契約に当たり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記2の「低入札価格調査による確認事項」(以下「確認事項」という。)のとおり発注者及び受注者が確認する。

第2 確認事項の履行

受注者は、工事の施工に当たっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

第3 工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

第4 監理技術者等の追加

受注者は、施工体制の一層の強化のため、施工体制について、監理技術者と同等の資格要件を有する専任の技術者を1名追加配置するものとする。

第5 品質及び安全の確保等に関すること

受注者は、工事の実施にあたり現場説明書、図面、仕様書等を熟知の上、品質の確保に努めると共に施工に際しては、工事用車両等の交通安全及び騒音・振動、粉塵等に配慮し、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう行うものとする。

また、労務・資材の調達について、責任を持って確保し、品質及び工事工程に支障をきたさないようにするものとする。

第6 変更契約に関すること

受注者は、工事施工に際し、設計変更等が生じた場合は、発注者の指示に基づき誠実に対応するものとする。

また、変更契約において、今回契約の査定(落札率)を勘案することを了承するものとする。

第7 その他

受注者は、賃金・下請代金等の不払及び支払遅延をしないと確約するものとする。

記

1 契約対象工事名： 豊四季台団地（建替）第V－A期造園その他工事

2 低入札価格調査による確認事項(別紙)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 住所 東京都新宿区西新宿6－5－1

氏名 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長 井添 清治 印

受注者 住所

氏名 社名
代表取締役 〇〇 〇〇 印

【別紙】

低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

1 ○○○に関すること。

- ① △▽▲▼
- ② ◇◆◇◆
- ③

2 ◎◎◎に関すること。

- ① △▽▲▼
- ② ◇◆◇◆
- ③

3 ※※※に関すること。

記載要領

- 1) 工種・項目に分けて内容を具体的に記載することとし、この別紙については任意の様式としても構わない。
- 2) 低入札価格調査時にヒアリングした内容で施工体制、材料調達、安全管理、工事計画、技術的な提案等は、確認方法を考慮した記載方法を工夫する。
- 3) 低入札価格調査時に提出された資料を用いるなど、作成方法の簡略化を図ること。

以 上

【別記様式 6】

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

住 所

商 号

代表者

適用除外誓約書

別紙の理由により、豊四季台団地（建替）第V-A期造園その他工事の競争入札に関し、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

(健康保険・厚生年金保険)

従業員 5 人未満の個人事業所であるため。

従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

役員のための法人であるため。

使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和〇年〇月〇日、関係機関（ハローワーク〇〇 〇〇課）に問い合わせを行い判断しました。

【別記様式7-1】

会社名) ○○○○

工事件名：豊四季台団地（建替）第V-A期造園その他工事

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、別記様式7-2の様式を使用すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○ プラチナえるぼしの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○ 「プラチナくるみん」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（令和4年4月1日以降の基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「トライくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○ 「ユースエール認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

【別記様式 7-2】

会社名) ○○○○

工事件名：豊四季台団地（建替）第V-A期造園その他工事

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況 (「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の 対象となる外国法人の場合)

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○ プラチナえるぼしの認定に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし3段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし2段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし1段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している状態に相当しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○ 「プラチナくるみん」に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（令和4年4月1日以降の基準）に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「トライくるみん認定」に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○ 「ユースエール認定」に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

【別記様式 8】

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長 井添 清治 殿

所在地

名称

代表者名 (押印不要)

通知書

下記のとおり、建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名： _____

- 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 1 号)

発生するおそれのある事象※：(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

- 特定の建設工種の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項第 2 号)

発生するおそれのある事象※：(例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項 (空欄可) (自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)

(注)

1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定等に基づき、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができる。